

第一種動物用医療機器製造販売業許可証

氏名又は
名称 株式会社ミカサ関東商会

主たる機能を
有する事務所
の所在地 埼玉県川口市東川口6丁目20番12号

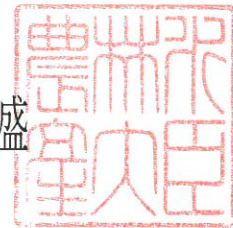
主たる機能を
有する事務所
の名称 株式会社ミカサ関東商会

許可の
有効期間 平成30年10月29日から
平成35年10月28日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定により許可を受けた第一種動物用医療機器の製造販売業者であることを証する。

平成30年10月17日

農林水産大臣 吉川 貴盛



農林水産省指令30関消第422号

埼玉県川口市東川口6丁目20番12号
株式会社ミカサ関東商会
代表取締役 福井 鋼

平成30年8月31日付けで申請のあった動物用医療機器の製造業の登録の更新については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第3項の規定に基づき、申請のとおり登録する。

平成30年10月17日

農林水産大臣 吉川 貴盛

